

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第39号

瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則  
瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則（昭和53年瀬戸市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例</u>(昭和53年瀬戸市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による<u>母子・父子家庭等医療費受給者証</u>(第1号様式。以下「受給者証」という。)の交付を受けようとする受給資格者は、<u>母子・父子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子・父子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届</u>(第2号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2から4まで &lt;省略&gt;</p> <p>(受給者証の更新申請等)</p> <p>第4条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、有効期限の後も引き続き受</p>	<p><u>瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸市母子家庭等医療費助成条例</u>(昭和53年瀬戸市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による<u>母子家庭等医療費受給者証</u>(第1号様式。以下「受給者証」という。)の交付を受けようとする受給資格者は、<u>母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届</u>(第2号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2から4まで &lt;省略&gt;</p> <p>(受給者証の更新申請等)</p> <p>第4条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が、有効期限の後も引き続き受</p>

給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、母子・父子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子・父子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届に前条第2項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2及び3 <省略>

(母子・父子家庭等医療費の請求)

第6条 条例第5条第1項の規定により母子・父子家庭等医療費の支払を受けようとする医療機関等は、母子・父子家庭等医療費請求書を市長に提出するものとする。

(助成の方法の特例)

第6条の2 条例第5条第2項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)から(3)まで <省略>

2 受給者は、条例第5条第2項に規定する方法により母子・父子家庭等医療費の助成を受けようとするときは、母子・父子家庭等医療費助成申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 <省略>

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第2条第1項に規定する受給資格者に該当しなくなったときは、速やかに、母子・父子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子・父子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第9条 条例第6条に規定する母子・父子家庭等医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者の行為による被害届（第5号様式）によるものとする。

給者証の交付を受けようとするときは、あらかじめ、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届に前条第2項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2及び3 <省略>

(母子家庭等医療費の請求)

第6条 条例第5条第1項の規定により母子家庭等医療費の支払いを受けようとする医療機関等は、母子家庭等医療費請求書を市長に提出するものとする。

(助成の方法の特例)

第6条の2 条例第5条第2項の特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1)から(3)まで <省略>

2 受給者は、条例第5条第2項に規定する方法により母子家庭等医療費の助成を受けようとするときは、母子家庭等医療費助成申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

3 <省略>

(受給資格喪失の届出)

第8条 受給者は、条例第2条第1項に規定する受給資格者に該当しなくなったときは、速やかに、母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届に受給者証を添えて、市長に届け出なければならない。

(第三者の行為による被害の届出)

第9条 条例第6条に規定する母子家庭等医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、第三者の行為による被害届（第5号様式）によるものとする。

<p>(氏名変更等の届出)</p> <p>第10条 条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで&lt;省略&gt;</p> <p>2 受給者は、前項各号のいずれかについて変更があったときは、速やかに、<u>母子・父子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子・父子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届</u>に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。</p> <p>(母子・父子家庭等医療に関する処分の通知)</p> <p>第11条の2 市長は、<u>母子・父子家庭等医療費</u>の助成に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき助成しないことの処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。</p>	<p>(氏名変更等の届出)</p> <p>第10条 条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(7)まで&lt;省略&gt;</p> <p>2 受給者は、前項各号のいずれかについて変更があったときは、速やかに、<u>母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費受給資格等変更・喪失届</u>に受給者証及び変更事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。</p> <p>(母子家庭等医療に関する処分の通知)</p> <p>第11条の2 市長は、<u>母子家庭等医療費</u>の助成に関する処分をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、医療費の全部又は一部につき助成しないことの処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。</p>
---	---

第1号様式中「母子家庭等医療費受給者証」を「母子・父子家庭等医療費受給者証」、第2号様式中「母子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子家庭等医療費等変更・喪失届出書」を「母子・父子家庭等医療費受給者証交付・更新申請書兼母子・父子家庭等医療費等変更・喪失届出書」及び「母子家庭等医療費助成」を「母子・父子家庭等医療費助成」並びに第4号様式中「母子家庭等医療費助成申請書」を「母子・父子家庭等医療費助成申請書」及び「母子家庭等医療費」を「母子・父子家庭等医療費」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の瀬戸市母子家庭等医療費助成条例施行規則の規定に基づいて作成されている諸様式は、改正後の瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。